野洲市景観計画策定の考え方について

1. 滋賀県景観計画の検証

野洲市の景観計画を策定するにあたり、「これまで運用されてきた滋賀県の景観計画の内容を踏襲することで問題が生じるか」について検証を行います。

滋賀県の担当者へのヒアリングでは「特に内容の変更が必要となるような問題は生じていない」との回答が得られていることから、当面は、滋賀県の景観計画の内容を 踏襲することします。

なお、野洲市独自の景観重要区域を検討する中で、整合性を図る必要から一部修正が生じることも考えられます。

●滋賀県景観計画で野洲市に関する記載頁

		滋賀県景観計画での記載頁			
	琵琶湖景観形成地域	P24 (2)基本方針			
	琵琶湖景観形成特別地区	P26 (3)類型別景観特性と景観形成の方向(野洲市で			
_		は、②ヨシ原樹林景観、③砂浜樹林景観、④河畔林景			
景組		観、⑤田園湖岸景観が該当します。)			
景観重要区域		P29 2 (2) ①景観形成基準の考え方			
要	沿道景観形成地区	P40 (2)基本方針			
域		P41 (3)類型別景形成の方向(野洲市では、②田園集落			
		景観、③市街地景観、④伝統的市街地景観が該当しま			
		す。)			
		P42 2 (2) ①景観形成基準の考え方			
	景観重要区域以外	P58 1良好な景観形成に関する考え方			
		P58 2(3)①基本的考え方			



凡例

凡		例
琵琶湖景観形成地域		
同上	特別地区	
沙关見知	田園集落景観	
沿道景観形成地区	市街地景観	
	伝統的市街地景観	111111

●届出対象行為

	景観重要区域			早	
	琵琶湖景観形成	特別地区琵琶湖景観形成	沿道景観形成地区	景観重要区域以外	
建築物等の新築、新設、増築、改築 または移転	•	•	•	大規模建築物等のみ	
建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	•	•	•	・高さ13m以上or4 階建 て以上の建築物 ・高さ13m以上の工作物	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘 採その他の土地の形質の変更	_	•	•	-	
木竹の伐採	•	•	•	-	
屋外における物件の堆積	•	•	•	-	
水面の埋立てまたは干拓	-	•	•	-	

2. 市独自の重点地区の検討

上記以外で、重点的に景観形成を図る「重点地区」について検討します。

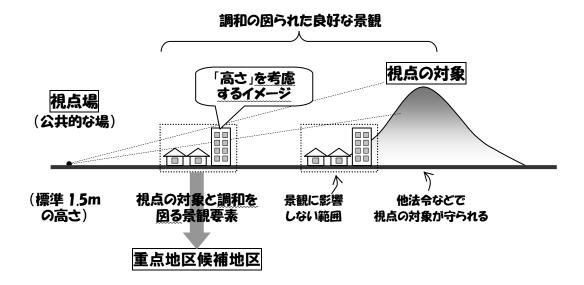
まず、これまで検討いただいた『景観形成方針』P17の『重点地区』設定方針にも とづき、重点地区の候補地区を選定します。

次に、候補地区について、対応の優先順位の定め方を検討します。それを踏まえ、 特に早急に対応が必要な地区を、1~2地区程度想定します。

●重点地区候補地区

良好な景観は、視点場から視点の対象を見たときに、視点の対象と視界に入るその 他の景観要素が調和することによって形成されます。

そのため、重点地区候補地区は、重点地区の設定方針にもとづき「視点の対象」と「視点場」を定めつつ「視点の対象と調和を図る景観要素」を有する地区を選定します。なお、視点場は、より多くの人が利用する公共的な場としました。





JR 野洲駅からの三上山の眺め

番号	視点の 対象	視点場	視点の対象と 調和を図る景観要素	重点地区候補地区	対応する設 定方針 ※
1	三上山	(主)野洲中主線	錦織寺、集落、田園	木部地区・虫生地区	1235
2		(県) 県道小島野洲線	11	前田地区	125
3		市道市三宅妙光寺線	幹線道路、まち並	行畑地区	15
4		野洲駅・駅前	市の玄関口のまち並	野洲駅周辺地区	14
5		さくら緑地	集落、田園	北桜地区	12
6		野洲川左岸	野洲川、市街地	野洲地区	12
7	山地・里山	国道8号	集落、田園	大篠原地区・小篠原地区	25
8	琵琶湖沿岸	(県)近江八幡大津線 (さざなみ街道) 琵琶湖沿岸	松並木、集落、田園、琵琶湖	琵琶湖沿岸地区 県計画琵琶湖景観形成 特別地区・琵琶湖景観形 成地域	25
9	野洲川	野洲川沿い	河辺林	野洲川流域	2
10	日野川	日野川沿い	11	日野川流域	2
11	家棟川	家棟川沿い	櫓こぎ船	家棟川流域	2
12	祗王井川	朝鮮人街道	周辺のまち並み、並木	朝鮮人街道沿道	3
13	園園	各道路	集落、空	中主・比留田・野田・安治・菖蒲など	2
14		兵主神社	集落、建物	比留田	23
15	兵主神社	国道 477号 (主)野洲中主線	集落、田園	六条地区・安治地区・五 条地区	235
16	まち並み(建物等)	中山道	通りとしての連続的 なまち並	中山道沿道 <u>県計画</u> 沿道景観形成地 区の一部	3
17		朝鮮人街道	ル、並木	朝鮮人街道沿道	3
18		国道8号	通りとしての連続的 なまち並	国道8号沿道	35
19		大津能登川長浜線	11	大津能登川長浜線沿道 県計画沿道景観形成地 区の一部	(5)
20		野洲駅	市の玄関口としての 一体的なまち並	野洲駅周辺地区	4

『重点地区』の設定方針・・・・・・・・・・・・・・・・※
自然景観を保全する地区
・ 三上山の眺望を保全していく地区・・・・・・・・・・・・・・・ ①
・ 山地、琵琶湖、河川、里山、田園などの良好な景観を保全していく地区・・・・②
歴史・文化景観を継承・再生する地区
・ 先人により培われてきた歴史・文化景観を継承・再生していく地区・・・・・③
良好な市街地景観を形成する地区
・ 市の玄関口である野洲駅の周辺地区・・・・・・・・・・・・・・④
・ 主要な幹線道路の沿道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⑤
・ 景観まちづくりが進められている地区・・・・・・・・・・・・⑥

重点候補地区から優先的に取組む重点地区への選定の考え方

- 野洲らしい景観の保全や創出を行うことが必要である地区
- 開発計画等が進められ景観に大きな影響をおよぼすことが考えられる地区

景観形成に向けた取組みの効果が特に高い地区

